

令和5年度 自然災害時における対応

本校では、自然災害時における対応について、大田区の「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に従い対応しています。

● 登校前の午前7時、**大田区**に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は、**臨時休校**となります。

(自宅待機となり、その後解除されても休校です。大雨警報ではないので注意)

● 登校後、**大田区**に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

- 児童は、警報が解除されるまで学校に留め置きます。
- 解除後、「方面別集団下校」を実施します。
- 午後6時以降に解除された場合は「保護者の引き取り下校」とします。

重要 前日に計画運休が発表された場合

● 午前0時までに、翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

午前0時まで（前日）に、**蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線**の計画運休が、**翌日始発から午後2時までの間に開始される**ことが発表された場合、**大田区全小学校・中学校を休校**とします。

※午前0時までに、翌日の鉄道の計画運休が・・・(前0時までに出された計画運休ということ)※**蒲田駅・大森駅を含む京浜東北線の計画運休**です。(山手線や東急・京急のみの場合は×)

※翌日始発から午後2時までの間に計画運休が開始される場合です。

(午前7時・午前10時から計画運休が開始される場合は、条文に該当するため学校は休校)

● 上記 以外は、授業日となります。

● 当日、途中で計画運休が解除され電車が動き出しても休校の対応は変更しません。